

(仮称) 藤枝市子ども・子育て支援
事業計画について

平成26年5月19日

1 基本的事項

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、その計画の中では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっている。

なお、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、本子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないこととなっている。

●子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数をいう。）、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 (仮称) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画構成イメージ

※庁内調整によって、内容及び文言等に変更が生じることがあります。

区分	見出し	内容
第1章	子ども・子育て支援に関する基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て関連3法が制定された背景 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち及び子育てをめぐる環境の現実、家族構成の変化、地域のつながりの希薄化 ・子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭の増加 ・保育所待機児童問題 ○子ども・子育て支援制度の基本理念、目的、意義 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の重要性や特性をふまえ、発達に応じた適切な保護者の関わり ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保 ・地域の子ども・子育て支援の充実 ○子ども・子育て支援事業計画の概要、位置付け、計画期間等 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して ・地域の実情に応じた取り組み ・藤枝市総合計画、地域福祉計画、教育振興基本計画との調和
第2章	子ども・子育てを取り巻く環境	<ul style="list-style-type: none"> ○藤枝市の人口動態 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別人口、人口構成、世帯数、児童数、出生数等 ○藤枝市の幼児教育と保育施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、家庭的保育事業等 ○アンケート結果から見る子育て家庭の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果から、藤枝市の子育て家庭の子どもや子育てに関する意識、状況
第3章	事業計画の基本理念と基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・藤枝市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念や基本目標を踏まえる ・市政施行60周年の節目を迎え、未来ある子ども達の健やかな成長を願う ○基本的な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を念頭に置きながら、本計画を策定する上で基本となる視点 ○計画の体系 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画【後期計画】の継承 ・子ども・子育て支援新制度実施のための体系

区分	見出し	内容							
第4章	幼児期の学校教育・保育の事業計画	○教育・保育提供区域の設定 ・区域の設定についての考え方、設定状況							
		○幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み ・計画期間における量の見込みを算出し、年度毎に数値目標を定める							
		【数値目標（イメージ）】							
		○○区域	平成27年度			平成28年度			・・・31年度まで
			1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	・・・
			3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	・・・
		①量の見込み		300人	300人	150人	300人	300人	150人
	②確保の内容	特定教育 保育施設	300人	300人	100人	300人	300人	130人	・・・
		地域型 保育施設						10人	・・・
	②-①		0	0	△50人	0	0	△10人	・・・
	地域子ども・子育て支援事業の事業計画	○地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み ・地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の需要見込み							
		○計画期間における量の見込みを算出し、事業別、年度毎に定める							
		【数値目標（イメージ）】							
		△△△△事業							
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
		①量の見込み	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）		
		②確保の内容	1,000人（1か所）	1,100人（1か所）	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）	1,200人（1か所）		
②-①		△200人	△100人	0人	0人	0人			
□□□□事業									
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
①量の見込み	500人	500人	500人	500人	500人				
②確保の内容	100人	300人	500人	500人	500人				
②-①	△400人	△200人	0人	0人	0人				

区分	見出し	内容
第4章	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、それぞれの役割や推進方策を定める ・幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである ○幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続の取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校との連携について、これらの連携の推進方策を定める
	産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保 【任意記載】	<ul style="list-style-type: none"> ○産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑な教育・保育施設等が利用できるような情報提供や相談業務 ・0歳児の子どもを持つ保護者が、教育・保育施設等を円滑に利用できるような環境づくり
	都道府県が行う施策との連携に関する事項 【任意記載】	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が行う施策との連携方策 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実を図るため、関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
	労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する事項 【任意記載】	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の職業生活と家庭生活との両立に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・改正) 次世代育成支援対策推進法の成立に基づく「市町村行動計画」としての位置付け ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけ
第5章	計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ○計画を、藤枝市子ども・子育て会議において毎年度点検、評価を行う ○計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行う
第6章	資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定経緯、体制 ○藤枝市子ども・子育て会議条例、委員名簿 ○ニーズ調査結果 等

3 計画策定スケジュール

※第3回藤枝市子ども・子育て会議資料より

子ども・子育て支援新制度施行までのスケジュール（第2版）

平成26年 4月17日現在

項目	平成25年度					平成26年度										平成27年度									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
藤枝市子ども子育て会議				○ 2/13 第2回		○ 4/22 第3回	○ 5/19 第4回	○ 7/22 第5回	○ 8/21 第6回		○ 10/2 第7回					○ 2/2 第8回									
ニーズ調査実施 調査結果報告	←→		←→		←→		←→			←→															
子ども・子育て支援 事業計画策定						←→ 計画骨子～計画素案～計画案提示～計画案承認 修正～パブコメ～計画書確定 ←→ 計画公表										←→ 新計画に基づく事業実施									
認可基準、運営基準の 条例制定						←→ 条例案骨子作成～条例案作成～庁内調整 市議会9月定例会に認可基準等の条例上程⇒可決後、一部施行																			
次世代育成支援行動計画 【後期計画】進行管理						←→ H25年度分の進行管理と次年度計画 ←→ 新次世代法に基づく計画策定 ←→ 新計画に基づく事業実施										←→ H26年度分の進行管理と次年度計画									
広報						←→ 8/9(土)子ども・子育てフォーラム ←→ 新制度概要:市ホームページ、広報ふじえだ等掲載																			
新制度に向けた 保護者の対応						←→ 支給認定申請及び入所申込み ←→ 利用調整										←→ 支給認定申請及び入所申込み									
電子システム構築						←→ 支給認定受付、支給認定書交付等のシステム構築(業者選定⇒構築⇒テスト⇒一部運用)										←→ 運用開始(施設型保育給付費及び 地域型保育給付費支払い、国への報告 等)									
事業者確認 (特定教育・保育施設、 地域型保育施設)						←→ 確認作業開始																			
国、県の動き	←→ 認可・運営、支給認定基準等検討					←→ 公定価格骨子提示					←→ 県計画策定					←→ 計画公表									